

まも

守られる権利

けんり



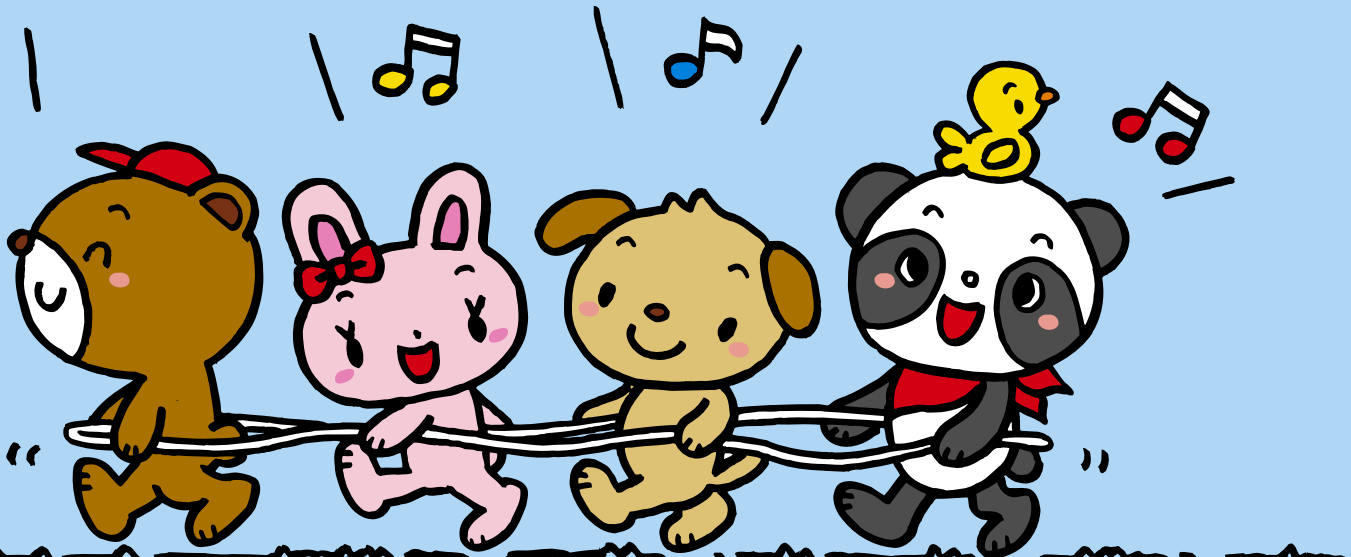
子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。紛争下の子ども、障がいをもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

○一人一人のちがいをみとめ、ありのままの自分が大切にされること

○虐待、いじめ、体罰、偏見、差別などから守られること

○つらく困ったときには、安心して相談できること

○体や心が傷ついたとき、回復するまで手当てをしてもらえること

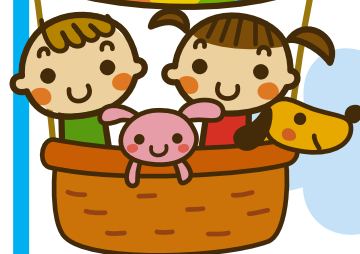


『^{きょういく}教育^うを受ける^{けんり}権利』

^こ子どもは^{きょういく}教育^うを受ける^{けんり}権利をもっています。^{くに}国

は、すべての^こ子どもが^{しょうがっこう}小学校^いに行けるようにしなければなりません。さらに^{うえ}上の^{がっこう}学校^{すす}に進みたいときには、みんなにそのチャンスが^{あた}与えられなければなりません。^{がっこう}学校の^こきまりは、^{そんげん}子どもの^{まも}尊厳が守られるという^{かんが}考え方^{かた}からはずれるものであってはなりません。

だい じょう
第28条



だい じょう
第31条

『^{やす}休み^{あそ}、遊ぶ^{けんり}権利』

^こ子どもは、^{やす}休んだり、^{あそ}遊んだり、^{ぶん かげいじゅつ かつどう}文化芸術活動^{さんか}に参加する^{けんり}権利をもっています。

